

長崎県公立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う長崎県公立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）（以下「専攻科支援金」という。）の算定対象となる高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）をいう。

(2) 高校生 前項に定める高等学校等に在学する生徒（専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生を除く。）をいう。

(3) 専攻科生 第1号に定める高等学校等専攻科に在学する生徒（別科の生徒や聴講生、科目履修生を除く。）をいう。

(4) 公立高等学校等 次に掲げるものをいう。

ア 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等及び高等学校等専攻科

イ 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）

ウ 地方公共団体の設置する専修学校

(5) 保護者等 法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高等学校等専攻科の生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等とする。

(6) 基準日 当該年度の7月1日、新入生に対する4～6月分に相当する額の前倒し給付（以下「前倒し給付」という。）を実施する場合は、当該年度の4月1日。ただし、7月以降に家計が急変した世帯については、原則として申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日。

(給付金の対象)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、基準日において、次の各号に掲げる要件に該当する高校生及び専攻科生の保護者等とする。

(1) 公立高等学校等に在学し、法に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受ける資格を有する者又は国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)の認定を受けた者、若しくは専攻科支援金の補助要件を満たす者。ただし、家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯(以下「家計急変世帯」という。)の高校生、専攻科生においては、就学支援金、学び直し支援金及び専攻科支援金の所得基準以外の要件を満たしている者。

(2) 保護者等が長崎県内に住所を有する者。ただし、保護者等が単身赴任の場合などは、保護者等が長崎県を生活の本拠とした場合のみ支給する。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯(以下「生業扶助受給世帯」という。)、当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯(保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯をいう。以下「道府県民税及び市町村民税非課税世帯」という。)又は家計急変世帯に属している者。

2 前項の規定に関わらず、7月以降に入学することが定められている学校の入学者については、入学日を基準日として支給するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する高校生及び専攻科生の保護者等は、その高校生及び専攻科生に係る給付金の支給を受けることができない。

(1) 法第2条に規定する高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了した者(高等学校等専攻科に在学する者を除く。)及び専攻科支援金の算定対象となる高等学校等専攻科を卒業し又は修了した者。

(2) 平成26年4月1日前から引き続き法第2条に規定する高等学校等に在学する者。

(3) 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する者のうち、基準日において、当該年度に履修する単位の登録を行っていない者。

(4) 基準日において、休学をしている者。ただし、基準日現在、休学期間が短期間であるなどの理由で次の学年への進級が見込まれ、その旨の校長の証明が得られる場合はこの限りではない。

4 第1項から第3項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合は、当該高校生及び専攻科生に係る給付金の支給を受けることができない。

- (1) 基準日において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の者を除く）が措置されている場合。
- (2) 高校生は就学支援金の支給対象期間において、通算して3回（定時制、通信制の高校生は4回）、専攻科生は専攻科支援金の支給対象期間において2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）の給付金の支給を受けている場合。ただし、就学支援金の支給対象期間において、給付金の申請をしなかった年や他の都道府県で給付金の支給を受けた年がある場合は、その年については、1回支給を受けたものとみなして通算回数に含めるものとする。
- (3) 学び直し支援金の支給対象期間において、通算して1回（定時制、通信制の高校生は最大で2回まで）の給付金の支給を受けている場合。ただし、学び直し支援金の支給対象期間において、給付金の申請をしなかった年や他の都道府県で給付金の支給を受けた年がある場合は、その年については、1回支給を受けたものとみなして通算回数に含めるものとする。
- (4) 当該年度に、他の都道府県から、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する奨学のための給付金の支給を受ける場合。
- (5) 道府県民税及び市町村民税非課税世帯の判定において、保護者等の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、別表第1のとおりとする。

（1） 新入生に対する前倒し給付を行う場合

4～6月分相当額については、4月1日現在の状況に応じて、別表第1の給付額（年額）の1/4を給付する。その上で、7～3月分相当額については、7月1日現在の状況に基づき判定した別表第1の給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた別表第1の給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

（2） 家計急変世帯へ給付を行う場合

- ① 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合については、7月までに家計が急変した者には、別表第1の給付額（年額）を給付する。また、7月以降に家計が急変した者には、原則、家計急変の発生し

た翌月以降の月数に応じて算定した額を給付する。

- ②新入生に対する前倒し給付を行う場合については、4月までに家計が急変した者には、別表第1の給付額（年額）の1/4を給付する。その上で、7～3月分相当額については、7月1日現在の状況に基づき判定した別表第1の給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付する。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた別表第1の給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

（給付金の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、給付金の支給対象となる高校生及び専攻科生ごとに、長崎県公立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

（1）生業扶助受給世帯の高校生について申請する場合

- ア 在学証明書（様式第2号）
- イ 生業扶助の措置状況がわかる書類
- ウ 口座振込申出書（様式第5号）または委任状（様式第6号）
- エ 通帳の写し
- オ その他教育委員会が必要と認める書類

（2）前号を除く道府県民税及び市町村民税非課税世帯のうち、通信制の高校生、通信制の高校生を除く第1子の高校生又は専攻科生について申請する場合

- ア 在学証明書（様式第2号）
- イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（課税証明書および非課税証明書、または個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し））
- ウ 住民票謄本
- エ 口座振込申出書（様式第5号）または委任状（様式第6号）
- オ 通帳の写し
- カ 高校生及び専攻科生本人の健康保険証の写し（高校生及び専攻科生本人が就業して健康保険に加入している場合又は主たる生計維持者が申請する場合のみ）
- キ その他教育委員会が必要と認める書類

（3）第1号を除く道府県民税及び市町村民税非課税世帯のうち、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養している世帯で、通信制の高校生を除く第2子以降の高校生について申請する場合

- ア 在学証明書（様式第2号）
 - イ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（課税証明書および非課税証明書、または個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し））
 - ウ 住民票謄本
 - エ 基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の者を2人以上扶養していることがわかる書類
 - オ 口座振込申出書（様式第5号）または委任状（様式第6号）
 - カ 通帳の写し
 - キ 高校生本人の健康保険証の写し
 - ク その他教育委員会が必要と認める書類
- （4）家計急変世帯の高校生及び専攻科生について申請する場合
- ア 在学証明書（様式第2号）
 - イ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税及び市町村民税非課税世帯に相当することが確認できる書類
 - ウ 住民票謄本
 - エ 口座振込申出書（様式第5号）または委任状（様式第6号）
 - オ 通帳の写し
 - カ その他教育委員会が必要と認める書類
- （5）専攻科生について申請する場合
- 第2号及び第4号に掲げる書類のほか、個人対象要件証明書（様式第7号）を添えて提出すること。

（給付金の決定等の通知）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、給付金の支給の可否を決定し、その結果を長崎県公立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）又は長崎県公立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 給付金は、支給の決定をした日の属する月の翌月末日までに支給するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

2 申請者は、給付金と学校徴収金等を相殺するために給付金の受領を校長へ委任することができる。

(給付の取消し等)

第8条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により給付金の支給を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 給付金の支給の目的に反して給付金を使用したとき。
- (3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(その他)

第10条 この給付金は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する奨学のための給付金に該当するものである。

附 則

(適用)

1 この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度に第1学年に入学する高校生等から学年進行で適用する。
- 3 平成26年度における支給申請書の提出期限は、第5条によらず、平成26年9月30日までとする。

附 則

(適用)

この要綱は、平成27年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成28年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成29年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成30年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成31年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和2年度の予算に係る給付金から適用する。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、令和3年2月26日から施行する。
- 2 令和2年度においては、別表第1の高校生等1人あたりの給付額（年額）に加え、別途定めるとおり上乗せ支給額を給付する。

附 則

(適用)

この要綱は、令和3年度の予算に係る給付金から適用する。

別表第 1

区分		高校生等 1 人あたりの給付額 (年額)	支給対象経費	
生業扶助受給世帯の高校生 (全ての課程共通)		32,300円	授業料以外の教育に必要な経費	
道府県民税及び市町村民税非課税世帯 (生業扶助受給世帯を除く。)	通信制の高校生 (第1子、第2子以降共通)	48,500円		
	通信制以外の高校生	第1子の高校生		110,100円
		第2子以降の高校生		141,700円
非課税世帯 及び道府県民税及び市町村民税	専攻科生	48,500円		

(注1) 生業扶助受給世帯の高校生は、全日制・定時制・通信制いずれの課程においても、表中の給付額となる。

(注2) 道府県民税及び市町村民税非課税世帯(生業扶助受給世帯を除く。)の通信制の高校生は、第1子・第2子以降いずれにおいても、表中の給付額となる。

(注3) 基準日現在、高校生を除いて、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている者がいない場合は、高校生を年齢が高い者から順に数えて、1番目の者を「第1子の高校生」とし、2番目以降の者を「第2子以降の高校生」とする。(高校生が双子の場合はどちらから数えてもよい。)

(注4) 基準日現在、高校生を除いて、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶

- 養されている者がいる場合は、高校生を「第2子以降の高校生」とする。
- (注5) 上記(注3)において、通信制の高校生又は専攻科生と通信制以外の高校生を扶養している場合は、通信制以外の高校生を「第2子以降の高校生」とする。
- (注6) 上記(注3)～(注5)によらず、高校生本人が就業して健康保険に加入している場合は、高校生を「第1子の高校生」とする。